

鎌倉市特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止に係る取組として、迷惑電話防止機能を有する機器の設置を促進し、特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和41年2月告示第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いることにより、対面することなく欺罔行為を完結させるとともに、預貯金口座への振込みやその他の方法により、被害者に現金等(キャッシュカードを含む。)を交付させる等の行為をいう。
- (2) 電話機等 特殊詐欺を防止するための固定電話機、又は固定電話に取り付ける機器であって、電話機の呼び出し音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する迷惑電話防止機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、第1号から第3号までに掲げる要件を満たす者又は第4号に掲げる者とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた世帯に属する者を除く。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている70歳以上の者で住所地において電話機等を設置し利用する者
- (2) 電話機等を専ら生活の用途として購入する者
- (3) 前年度の市税を完納している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、電話機等の購入費用とする。ただし、以下の経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費

- (4) 電話機等の設置に係る経費
- (5) 電話機等の配送に係る経費
- (6) 電話機等の広報に係る経費
- (7) 補助対象者が2名以上居住する世帯について、複数台の電話機等の購入費用
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)と6,000円のいずれか低い額とする。

2 ただし、補助の対象となる電話機等は1台とし、予算の範囲内において補助金の交付を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書その他電話機等の価格が確認できるものの写し
- (2) 個人情報取扱いに係る同意書(第2号様式)
- (3) 前2号に掲げる書類のほか市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その適否を審査し、交付申請の可否を決定したときは、特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けたのち、申請を行った住所地において、電話機等の設置を行ったうえで、特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助事業実績報告書(第4号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者名、品名及び電話機等の購入に係る支払った事実が確認できる書類(領収証原本等)
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該実績報告書及び添付書類等により、次の各号に掲げる要件を満たしていると認められる

ときは、補助金の額を確定し、特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助金確定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(1) 報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められること

(2) 申請者の住所地において、電話機等が動作していることが確認できること

2 前項の規定により交付すべき補助金の額の確定は、第7条の規定による交付決定額を超えない範囲内の額で行うものとする。

3 申請者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助金請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

第10条 市長は、前条の規定による審査をした結果、要件に適合していないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第11条 補助金により取得した財産については、6年を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。この場合において、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(関係書類の保管)

第12条 市長は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 鎌倉市暴力団排除条例の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- 2 市長は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- (交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 電話機等の購入を中止したとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
 - (5) 前条第 1 項に該当するとき。
- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、特殊詐欺被害防止電話機等購入費補助金交付決定取消・変更通知書(第 7 号様式)により申請書に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(その他)

第 16 条 電話機等購入費に対する補助金については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱及びこの要綱に定めるもののほか、神奈川県特殊詐欺被害防止対策事業補助金交付要綱に準拠するものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の規定による補助金の対象となる電話機等は、補助対象者が施行日以後に購入したものとする